

# 公 募 要 領

## 1. 事業名

平成 29（2017）年度 単位認定試験会場（渋谷会場）の公募

## 2. 事業の趣旨

渋谷駅周辺において、平成 29 年度単位認定試験の実施を予定しており、この試験で使用するための試験会場を公募します。

## 3. 試験日

平成 29（2017）年度第 1 学期 単位認定試験

平成 29 年 7 月 21 日～23 日、7 月 25 日～27 日、7 月 29 日～30 日

平成 29（2017）年度第 2 学期 単位認定試験

平成 30 年 1 月 19 日～21 日、1 月 23 日～25 日、1 月 27 日～28 日

## 4. 受験者数

500 名程度（1 時限当たり最大受験者数）

受験予定者数は、第 1 学期は、平成 29 年 6 月 21 日（水）頃まで、第 2 学期は、平成 29 年 12 月 18 日（月）頃までには確定する予定です。

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数によるものとします。

なお、受験予定者数が大幅に減少した場合には、使用予定試験室数、駐車場台数を調整させていただく場合があり、その場合は、予定借料を減額させていただく場合がありますので、御理解願います。

※今回の公募における予定借料は、平成 28 年度実績を基に予定数量を算出したモデルケースの見積書（本学所定様式別紙 2）により金額を算出願います。

## 5. 試験会場の条件

試験地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。

### （1）収容可能人数

500 人

### （2）試験室

① 試験室は、筆記試験実施に適した設備を有し、試験監督員が受験者を十分監視できる環境にあること。

② 試験実施に十分な照明を有すること。

③ 各試験室の規模等は、次のア、イの条件により算出した定員が 40 人から 100 人程度とし、最大で 1 時限当たり 11 室以上使用できること。

また、試験室は可能な限り同一階で確保することとする。

ア カンニング等の不正行為を防止する観点から、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、3 人掛け机の場合には、原則として両端の 2 席のみを、2 人掛けの机の場合は 1 席のみ使用する。

イ 試験監督員が巡視することができる広さの通路（机左右の間隔が 60 セン

チメートル以上)が確保されていること。

- ④ 試験に使用する机・椅子について、がたつきや机表面に凸凹がないこと。
  - ⑤ 空調設備、放送設備や上下フロアの物音等試験実施の妨げとなる騒音がないこと。
  - ⑥ 部屋を施錠することができ、試験期間中設営状態を保つことができるこ。
- ※ 別紙2で必要としている部屋数（1日あたりの部屋数・収容人数）を所定の日数で確保できない場合は、部屋数を調整することにより条件（収容人数）を満たすことができるものとする。

#### (3) 自習室、保健室、試験事務室、等

試験会場内に、試験期間中に学生が自習できる自習室(200~400人程度収容)を1室確保できること。

また、保健室、試験実施本部(おおむね40名程度収容可能)を各1室確保できること。各室とも施錠することができること。

なお、試験実施本部として利用する部屋には電話回線が敷設されていること。

- ※ 別紙2で必要としている部屋数（1日あたりの部屋数・収容人数）を所定の日数で確保できない場合は、部屋数を調整することにより条件（収容人数）を満たすことができるものとする。

#### (4) 試験会場の環境

- ① 渋谷駅周辺からの距離が徒歩約15分程度以内であること。
- ② 原則として、試験当日において、同一会場で他の団体が実施する各種試験等と競合しないこと及び同一建物で授業や他の団体の使用がないこと。

なお、これらの条件を満たさない場合には、その旨及び試験の実施に支障がないと考えられる事情を明らかにすること。

- ③ 試験当日、近隣において試験の適正な実施に影響を及ぼすような行事等がないこと。

#### (5) 利用時間

施設の利用時間(準備・後片付けを含む。)は次のとおりとする。

- ① 試験前日(試験実施本部及び保健室) 13時00分~21時00分頃
- ② 試験当日 8時00分頃~21時00分頃
- ③ 試験前日の準備後において、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されていること。

#### (6) 冷暖房設備

全室冷暖房の設備を有していること。

#### (7) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること(身体障害者用のトイレ及び車椅子を利用する者が受験することができる机があること等。試験室の位置によってはエレベータ及びスロープ等があること。)

#### (8) 駐車場

駐車場(荷物搬入用を含む。)が施設内又は隣接地にあり、指定した学生が期間中に駐車場を利用できる十分な収容台数を有すること(別紙2)。駐車場の利用にあたっては駐車チケット等を使用し、試験期間終了後、実際に使用した時間に応じた利用料を放送大学学園に請求するものとする。

#### (9) 物品

試験実施に必要な以下の物品について、貸出しが可能であること。施設に備わ

っていない場合は、期間中レンタル等により準備することでも差し支えない。

- ① 受験者及び試験監督員用机・椅子は、受験者数のおおむね 105%程度に当たる数とする。また、受験者用の机は、2人掛けで着席した際に、隣席の者の筆記等により生ずる振動が伝達されない程度に頑丈かつ強固であるものとする。
- ② ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）は、おおむね各試験室につき最低1台とする。また、ホワイトボード等の板面に表示した内容が、着席した受験者から確認できる程度の大きさ、高さのものとする。各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーザーを用意すること。

#### （10）その他

- ① 試験当日において、災害等の非常事態が発生した場合には、借用時間の延長に応じられること。
- ② 冷暖房設備等及び施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

### 6. 支払条件

賃貸借代金は、適法な請求書を受理した日から40日以内に放送大学学園財務部経理課において第一学期、第二学期毎に支払うものとする。

なお、駐車場代が発生する場合は、別途支払うものとする。

### 7. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1）「放送大学学園契約事務取扱規程」第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- （2）「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取引要領」に基づき、文部科学省機関において取引停止又は指名停止の処分を受けている者でないこと。
- （3）公募要領に示した条件をすべて満たしている者であること。

### 8. 応募要領

#### （1）公募期間

公募開始日 平成29年2月16日

公募終了日 平成29年3月 8日

#### （2）提出書類

公募申し込みにおける提出書類は以下のとおり。

- ① 公募申込書（別紙1）
- ②「提案書」
  - 「提案書」の項目
    - ・施設概要（パンフレットで可）
    - ・試験室、自習室、保健室、試験実施本部、試験監督補助室の位置関係を含めた試験会場配置図
    - ・各試験室の付帯設備の概要（空調、マイク、放送設備等）
    - ・概算見積（提案に係る試験会場の施設使用料及び積算内容）
    - ・試験会場の環境（階ごとの男女別トイレ数及び身障者用トイレ設置場所及び戸数）

- ・試験会場としての貸与実績
- ・試験会場としてのアピール内容

※1 前記5に掲げた各条件についての対応状況をすべて盛り込むこと。

※2 作成に当たっては、日本工業規格A列4番を縦に使用して、横書きで作製し、頁数を入れること。

### (3) 提出先及び日時

- ① 提出場所 〒261-8586 千葉市美浜区若葉2丁目11番地  
放送大学学園学務部学習センター支援室 担当:海老池(えびいけ)  
電 話: 043-276-5111 (総合受付) (内線4730)  
FAX: 043-298-4545  
E-mail: sc-sien@ouj.ac.jp (※メールで問い合わせの際には、必ずタイトル「平成29(2017)年度 単位認定試験会場(渋谷会場)の公募」と明記すること。)
- ② 日 時 平成29年3月15日 (17時30分必着)

## 9. 選定結果

応募があった後、必要に応じて、当方から電話による確認、資料等の提出、施設の下見等会場の調査をさせていただく場合がありますが、提案された提案書及び上記の調査の結果を踏まえ、上記5の試験会場の条件を具備した施設の中から、別途定めた審査基準により、借料、交通の利便性等、試験を実施する観点から最も適当な試験会場を審査の上、決定させていただきます。

なお、借料が、近隣の一般的な施設と比較しても高額である場合や、予算上借用が困難である場合には、お断りさせていただくこともあります。

結果については、選定終了後、全ての提案者に選定結果をご連絡します。

## 10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提案書を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容を勘案して決定するものとするので、提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。

## 11. その他

事業実施にあたっては、契約書及び提案書等を遵守することとし、上記以外の詳細については担当者と打合せを行い、その指示に従うこと。